

余裕期間制度に係る工事適用範囲等の拡充について

神奈川県県土整備局では、受注者の円滑な工事施工体制の確保や工事の発注・施工時期の平準化の推進を目的として、一部のゼロ県債工事を対象に、任意着手方式による余裕期間制度を試行していますが、更なる円滑な工事施工体制の確保等を図るため、**ゼロ県債工事以外の工事に適用範囲等を拡充**します。

1 余裕期間

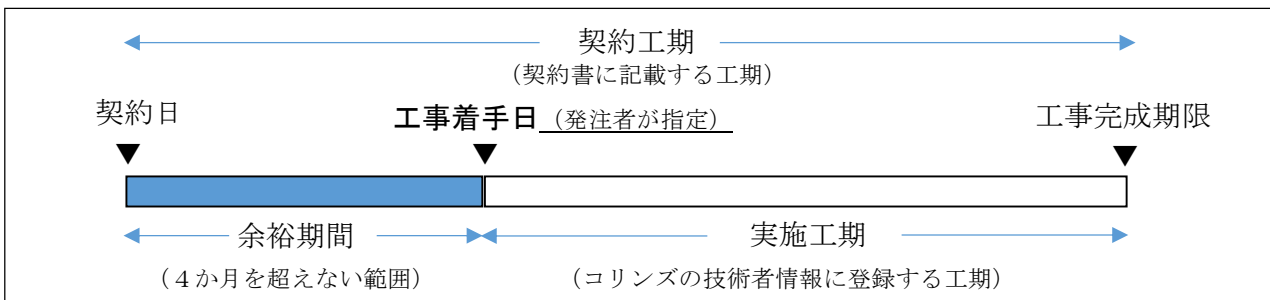
余裕期間とは、契約日から工事開始日（以下「工事着手日」という。）の前日までを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

2 余裕期間制度の方式

(1) 発注者指定方式

発注者が工事着手日をあらかじめ指定する方式です。

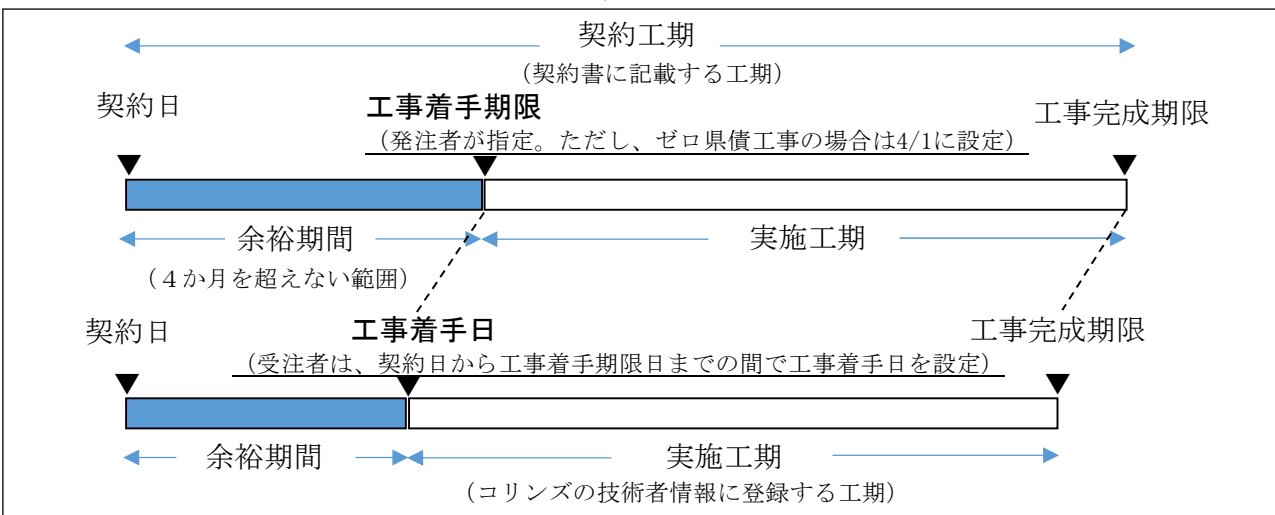
※ 受注者は、発注者が指定した工事着手日より前に工事着手することは、原則としてできません。



(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事着手日を選択する方式です。なお、ゼロ県債工事の工事着手期限日は、従来のとおり、4月1日です（4月1日が閉庁日の場合、翌開庁日となります。）。

※ 受注者が余裕期間を短縮して工事に着手する場合は、原則として実施工期に合わせて工事完成期限日等を変更します。



3 前金払い

受注者は、契約締結日以降に前金払いを請求することができます。ただし、ゼロ県債工事の場合、初年度に前金払いを請求することはできませんので、ご注意ください。

4 余裕期間における現場代理人及び主任技術者等の配置について

余裕期間中は、現場代理人及び主任技術者等（以下「技術者等」という。）の配置や常駐を要しません。このため、競争参加資格で求める配置予定技術者等の配置要件は、落札候補者に対する事後審査の時点では、工事着手日以降に配置するものとみなして審査します。

なお、工事請負契約約款第10条に定める技術者等の通知書は、工事着手日に提出してください。

5 技術者等が配置できない場合について

工事着手日において、受注者が技術者等を配置できないときは、建設業法等に違反することとなるため、契約を解除することがあるので、ご注意ください。

6 CORINSへの登録について

CORINSへの登録は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に行ってください。

工期については、余裕期間を含めた「契約工期」と余裕期間を除いた「実施工期」を登録してください。

また、技術者の従事期間の開始日は、工事着手日（任意着手方式で余裕期間を短縮しない場合は工事着手期限日）としますが、余裕期間の短縮等により工事着手日が変わる場合は、変更があった日から10日以内に、技術者の従事期間の開始日を変更後の工事着手日に変更登録する必要がありますので、ご注意ください。

7 余裕期間中の作業について

余裕期間中は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、協力業者等との協議など、技術者等の配置が必要ない作業は行うことができますが、交通管理者等との協議、地元住民との調整、施工計画書の作成など、技術者等の配置が必要な作業は行うことができません。

また、現場への資材の搬入、現地測量、仮設物の設置など、工事着手と判断される準備等も行うことができません。

なお、余裕期間内に行う準備は、原則として請負人の責により行うこととします。

問合せ先

神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課

電話 045-210-6083

神奈川県県土整備局都市部技術管理課

電話 045-210-6112